

1. 京浜地区の新規拠点開設

当社は、京浜地区の新規拠点として(株)日立ICTビジネスサービス殿より環境事業各種の移管を受け、3月1日より業務を開始致しました。

産業廃棄物収集・運搬、処分など、当社の新たな拠点として、京浜地区のサービスを展開していきます。

区分	主な業務
一元サービス	現地工事産廃処理支援サービス (取引業者選定、手配、支払い代行、現地実査、契約書締結支援、電子マニフェスト発行代行)
産業廃棄物管理	環境管理(EMS)、 産廃管理(マニフェスト発行、回収時立会い等)
環境整備	産廃収集・運搬、処分管理(支払い含む)代行、製品回収(広域)、 データ消去破壊作業、廃プラスチック類リサイクル、段ボール回収作業等
利材業務	廃情報機器等の利材品買取、売却



【 環境事業本部 エコサービス第三部 神奈川課
秦野リサイクルセンタ(1階) 神奈川事務所(2階)の外観 】

住所: 〒259-1392 神奈川県秦野市堀山下1番地
株式会社日立製作所 ICT事業統括本部内
電話番号: 0463-87-6948
FAX番号: 0463-87-6964

2. 日立市立日立特別支援学校 実習指導の実施

この度、日立市立日立特別支援学校より依頼を受け、2016年11月14日から25日にかけて、当社日立福祉リサイクルセンタにて実習指導を実施致しました。

高等部1年、2年の生徒7名が参加し、廃棄パソコンや廃電子レンジ、廃OA機器などを分解し、基板やモーターなど部品ごとに分別する作業を行いました。

当社の技能が生徒の技能育成につながると思え、社会貢献の観点から今後も継続して参ります。



【 日立福祉リサイクルセンタ 作業風景 】



【 センタ従業員による廃OA機器の分解作業 】

3. 特別管理産業廃棄物収集・運搬業許可 品目追加計画のお知らせ(廃水銀及び廃水銀化合物、茨城県・神奈川県)

当社は、茨城県及び神奈川県との2県にて取得している特別管理産業廃棄物収集・運搬業許可について、許可品目に廃水銀及び廃水銀化合物(以下「廃水銀等」という)を追加する計画を進めています。

これは、主に日立グループの各事業所に保管されている廃水銀等の処理を目的とし進めている計画です。処理計画の提案をはじめ、廃水銀等の適正処理をサポートさせていただきます。

3月上旬に、茨城県及び神奈川県への申請を行いましたので、許可申請受理となりましたら、順次お知らせいたします。

区分	茨城県	神奈川県
産業廃棄物	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、 廃プラスチック類※1 ※2、紙くず、木くず、 繊維くず、動植物性残渣、金属くず※1、 ガラスくず、コンクリートくずおよび陶磁器くず※2	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、 廃プラスチック類※2、金属くず、ガラスくず、 コンクリートくずおよび陶磁器くず※2
特別管理産業廃棄物	廃油、廃酸、廃アルカリ、ばいじん、燃え殻、 汚泥、感染性産業廃棄物、廃PCB等(低濃度PCBに 限る)、PCB汚染物等(低濃度PCB汚染物に限る)、 廃石綿等 有害物質等情報(クリックで表示)	廃油、廃酸、廃アルカリ、ばいじん、燃え殻、 汚泥、廃PCB等(低濃度PCBに限る)、PCB汚染物等 (低濃度PCB汚染物に限る) 有害物質等情報(クリックで表示)

(当社は、「産廃情報ネット」で情報公開しています。)

http://www2.sanpainet.or.jp/zyohou/index_u2.php?UserID=00982

※1 自動車等破砕物を除く。 ※2 石含有産業廃棄物を含む。

【 日和サービス(株) 茨城県・神奈川県 収集・運搬取扱い廃棄物の種類(2017年3月1日現在) 】

4. 環境関連法令等のお知らせ

No	法令等の名称・参照URL	主な内容	施行日
1	「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令」等の閣議決定について (2016年9月2日 閣議決定、9月7日 公布) http://www.env.go.jp/press/102910.html	(1) 大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令 ・水銀排出施設の種類及び規模、排出基準※1を定めた。 ・水銀排出施設の届出等に係る様式を定めた。 ・水銀濃度の測定頻度や測定結果の取り扱いを定めた。	2018年 4月1日※2
2	「大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令」等の公布について (2016年9月26日 公布) http://www.env.go.jp/press/103006.html	(2) 排出ガス中の水銀測定方法を定める告示 ・大気汚染防止法施行規則第16条の12の規定に基づき、排出ガス中の水銀測定方法を定めた。	

※1 既存施設及びその他一定の条件に該当する場合における経過措置を定めた。

※2 水俣条約が日本国について効力を生ずる日が2018年4月1日後となる場合には、当該条約が日本国について効力を生ずる日から施行となります。

【 ニュースに関するお問合せ 】

日和サービス株式会社 日立営業所

担当: 宮田 (050-3033-9331)

E-mail: miyata-youhei@nichiiwa-hitachi.co.jp

【 営業窓口 】

日立営業所 (0294-38-1121 (代表) 音声案内1)

ひたちなか営業所 (029-274-6380)

土浦営業所 (029-830-0080)

茂原課 (0475-25-6393)

神奈川課 (0463-87-6948)

【 会社ホームページURL 】

<http://www.nichiiwa-hitachi.co.jp>

【 事業所案内 】

<http://www.nichiiwa-hitachi.co.jp/corporate/office.html>